

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、引渡しに当たって、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する必要があります。マニフェストには、「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」ということを記載します。

事業者欄
事業者の名称、住所、電話番号を記入します。

交付年月日欄
マニフェストを交付した年月日を記入します。

交付担当者欄
交付する担当者が署名、捺印をします。

排出事業場欄
実際に産業廃棄物を排出する場所の名称、所在地、電話番号を記入します。

産業廃棄物欄
産業廃棄物の種類の該当する項目にチェックを入れ、名称、数量、荷姿、処分方法を記入します。

運搬受託者欄
産業廃棄物を運搬する事業者の名称、住所、電話番号を記入します。

処分受託者欄
産業廃棄物を処分する事業者の名称、住所、電話番号を記入します。

中間処理業者の記入欄
ここは記入不要です。

最終処分の場所欄
「委託契約書記載のとおり」をチェックするか、産業廃棄物が最終処分される処分場の名称、所在地、電話番号を記入します。

運搬先の事業場欄
産業廃棄物が搬入される処分業者の処分事業場の名称、所在地、電話番号を記入します。(中間処理を行う場合は、中間処理業者の処分事業場の名称、所在地等を記入)

照合確認欄
B2票、D票、E票が返送されてきたら、それぞれA票と照合確認し、その日付を記入します。

運搬担当者の記入欄
ここは記入不要です。

処分業者の記入欄
ここは記入不要です。

赤色の部分を記入してください。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

発付年月日	交付番号	整理番号	交付地
XX年XX月XX日	20307059651	123	京都 太郎
排出事業者	名称	所在地	電話番号
(株)〇〇商店	本社ビル	同左	〇〇-〇〇-〇〇〇〇
産業廃棄物	種類	数量(及び単位)	荷姿
1200 金属くず	180 リットル	ポリ袋	
2100 引火性廃油		廃プラスチック類	
2426 汚泥(有害)		無	
2427 廃酸(有害)		破砕	
2428 廃アルカリ(有害)			
2429 ばいじん(有害)			
2430 有害物質等			
2431 有害物質等			
2432 有害物質等			
2433 有害物質等			
2434 有害物質等			
2435 有害物質等			
2436 有害物質等			
2437 有害物質等			
2438 有害物質等			
2439 有害物質等			
2440 有害物質等			
2441 有害物質等			
2442 有害物質等			
2443 有害物質等			
2444 有害物質等			
2445 有害物質等			
2446 有害物質等			
2447 有害物質等			
2448 有害物質等			
2449 有害物質等			
2450 有害物質等			
2451 有害物質等			
2452 有害物質等			
2453 有害物質等			
2454 有害物質等			
2455 有害物質等			
2456 有害物質等			
2457 有害物質等			
2458 有害物質等			
2459 有害物質等			
2460 有害物質等			
2461 有害物質等			
2462 有害物質等			
2463 有害物質等			
2464 有害物質等			
2465 有害物質等			
2466 有害物質等			
2467 有害物質等			
2468 有害物質等			
2469 有害物質等			
2470 有害物質等			
2471 有害物質等			
2472 有害物質等			
2473 有害物質等			
2474 有害物質等			
2475 有害物質等			
2476 有害物質等			
2477 有害物質等			
2478 有害物質等			
2479 有害物質等			
2480 有害物質等			
2481 有害物質等			
2482 有害物質等			
2483 有害物質等			
2484 有害物質等			
2485 有害物質等			
2486 有害物質等			
2487 有害物質等			
2488 有害物質等			
2489 有害物質等			
2490 有害物質等			
2491 有害物質等			
2492 有害物質等			
2493 有害物質等			
2494 有害物質等			
2495 有害物質等			
2496 有害物質等			
2497 有害物質等			
2498 有害物質等			
2499 有害物質等			
2500 有害物質等			

電子マニフェスト

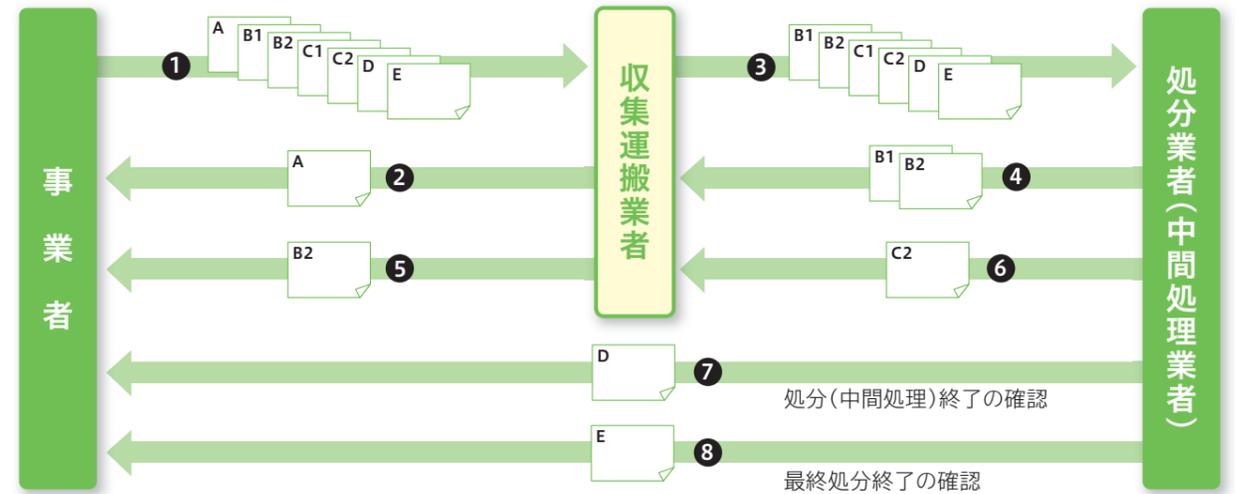
記入や保管の事務が簡素化できるうえ、情報処理センターにアクセスすれば処理状況などが簡単に把握できるメリットがあります。電子マニフェストを運用するためには、事業者、収集運搬業者、処分業者の三者とも情報処理センターに加入する必要があります。

マニフェストの購入

マニフェストは(公社)京都府産業廃棄物協会で購入できます。

P33

マニフェストの流れ



廃棄物引渡し時

1 事業者は、マニフェストに必要事項を記載し、確認の上、廃棄物と共にマニフェストの7枚全てを収集運搬業者に交付

運搬終了後

2 事業者は、収集運搬業者の署名が入った[A票]を控えとして受け取って保存

3 収集運搬業者は、処分業者に[B1・B2・C1・C2・D・E票]を回付

4 処分業者は、署名後[B1・B2票]を収集運搬業者に返却

5 収集運搬業者は、運搬終了後10日以内に[B2票]を事業者に送付

6 処分業者は、処分終了後10日以内に[C2票]を収集運搬業者に送付

7 処分業者は、処分終了後10日以内に[D票]を事業者に送付

8 処分業者は、最終処分終了の確認後10日以内に[E票]を事業者に送付

処分終了後

返送されたマニフェストの照合と保存

事業者は、以下の処理を行います。
●A票とB2票、D票、E票を随時照合します。
●A票とB2票、D票、E票を5年間保存します。



ただし君の質問その3

管理票を出さなかったり、保存しなかったらどうなりますか？

交付義務や保存義務に違反したら、6か月以下の懲役や50万円以下の罰金など、厳しい罰則が科せられるわよ。

マニフェストの返送が遅れた場合 遅延報告書

事業者は、B2票、D票、E票が所定の期間を過ぎても送付されない場合、必要な措置を講じたうえで「措置内容等報告書」を30日以内に京都市に提出してください。

